

別表第1 建築物に関する確認申請手数料の額

単位：円

床面積の合計	構造計算書無し		構造計算書有り
	確認の特例有り	確認の特例無し	
100 m ² 以内	22,000	33,000	77,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内	26,000	47,000	87,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内	38,000	58,000	108,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	64,000	82,000	126,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	別途見積もり	115,000	170,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内		181,000	227,000
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以内		193,000	286,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内		253,000	335,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内		340,000	452,000
10,000 m ² を超えるもの		別途見積もり	別途見積もり

※1 申請のうち、構造計算書有りの建築物と無しの建築物が混在する場合は、申請部分の床面積の合計に相当する構造計算書有りの手数料の額とする。

※2 確認の特例とは建築基準法第6条の4による確認の特例をいい、申請のうち確認の特例有りの建築物と確認の特例無しの建築物が混在する場合は、申請部分の床面積の合計に相当する確認の特例無しの手数料の額とする。

※3 既設建築物に増築する場合は、申請部分の床面積に増築する建築物の申請以外の部分の床面積の2分の1を加えた床面積に相当する手数料の額とする。

※4 建築物の一部のみ用途変更する場合は、申請部分の床面積に用途変更する建築物の申請以外の部分の床面積の2分の1を加えた床面積に相当する手数料の額とする。

※5 計画変更の場合は、変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の床面積に相当する手数料の額とする。

※6 計画変更が床面積の増加である場合は、増加する床面積に相当する手数料の額とする。

※7 計画変更が※5及び※6である場合は、それぞれ※5と※6の合計した床面積に相当する手数料の額とする。

※8 他機関で確認済証の交付を受けた建築物に係る計画変更の場合は、別途見積りとする。

※9 2棟以上の構造計算書が添付されている場合（1棟ではあるがエキスパンションジョイント等で複数の構造計算書を添付する場合を含む。）は、2棟目から1棟を増すごとに30,000円を上記表の手数料の額に加算する。

※10 以下の項目に該当する場合は、1項目ごとに下記金額を上記表の手数料の額に加算する。

（日影、天空率以外の加算額は、建築物ごとに算出した額の合計額とする。）

（計画変更の場合は※5、※6、※7による床面積で算出した額の合計額とする。）

項目	500 m ² 以内	500 m ² を超える
日影	10,000円	20,000円
天空率	10,000円	20,000円
耐火性能検証法	10,000円	20,000円
防火区画検証法	10,000円	20,000円

項目	1000 m ² 以内	1000 m ² を超える
ルート2審査	15,000円	30,000円
構造計算適合性判定整合性審査	15,000円	30,000円
特定天井	15,000円	30,000円
避難安全検証法	15,000円	30,000円

項 目			
省エネ基準への適合を仕様基準または誘導仕様基準で確認する場合	戸建て住宅	20,000円	
	共同住宅・長屋住宅	2住戸	35,000円
		3～5住戸	45,000円
		6～10住戸	60,000円
		11～20住戸	80,000円
		21住戸以上	別途見積もり

別表第2 建築設備または工作物に関する確認申請手数料の額

単位：円

建築設備	昇降機	21,000
	小荷物専用昇降機	12,000
工作物	施行令第138条第1項 (煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他)	38,000
	施行令第138条第2項及び第3項	別途見積もり

※1 計画変更の場合は、それぞれの建築設備または工作物に該当する手数料の額の2分の1とし、千円未満の端数が発生した場合は、百円の単位を切り上げた額とする。

※2 施行令第138条第2項及び第3項に係る計画変更の場合は、別途見積もりとする。

※3 他機関で確認済証の交付を受けた建築設備、工作物に係る計画変更の場合は、別途見積りとする。

別表第3 建築物に関する中間検査または完了検査の申請手数料の額

単位：円

床面積の合計	中間検査	完了検査		
		中間検査有り	中間検査無し	
			検査の特例有り	検査の特例無し
100㎡以内	36,000	32,000	25,000	42,000
100㎡を超え200㎡以内	37,000	37,000	30,000	50,000
200㎡を超え500㎡以内	50,000	50,000	40,000	65,000
500㎡を超え1,000㎡以内	81,000	79,000	65,000	105,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	129,000	105,000	別途見積もり	139,000
2,000㎡を超え3,000㎡以内	157,000	197,000		220,000
3,000㎡を超え4,000㎡以内	169,000	226,000		239,000
4,000㎡を超え5,000㎡以内	186,000	261,000		269,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内	241,000	335,000		346,000
10,000㎡を超えるもの	別途見積もり	別途見積もり		別途見積もり

- ※1 他機関で確認済証の交付を受けた場合は、上記表の各区分の額の2倍とする。
- ※2 検査の特例とは建築基準法第7条の5による検査の特例をいい、申請のうち検査の特例有りの建築物と検査の特例無しの建築物が混在する場合は、申請部分の床面積の合計に相当する検査の特例無しの手数料の額とする。
- ※3 中間検査における床面積の合計は、木造又は鉄骨造の場合は対象建築物の延べ面積とし、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の構造の場合は対象建築物の1階と2階の床面積の合計とする。
- ※4 中間検査で工区を分けた場合の床面積の合計は、検査対象床面積（中間検査申請書第3面8のハ欄の床面積）とする。
- ※5 以下の項目に該当する場合は、1項目ごとに下記金額を上記表の完了検査手数料の額に加算する。なお、他機関で確認済証の交付を受けた場合は、下記表の各区分の額の2倍とする。
(加算額は、建築物ごとに算出した額の合計額とする。)

項目	料 金
耐火性能検証法	20,000円
防火区画検証法	20,000円
避難安全検証法	20,000円

別表第4 建築設備または工作物に関する完了検査の手数料の額

単位：円

建築設備	昇降機	23,000
	小荷物専用昇降機	16,000
工作物	施行令第138条第1項 (煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他)	30,000
	施行令第138条第2項及び第3項	別途見積もり

- ※ 他機関で確認済証の交付を受けた場合は、上記表の各区分の額の2倍とする。

別表第5 仮使用に関する仮使用認定手数料の額

単位：円

仮使用に係る部分の床面積の合計	料 金
200㎡以内	35,000
200㎡を超え500㎡以内	50,000
500㎡を超え1,000㎡以内	80,000
1,000㎡を超えるもの	133,000
昇 降 機	19,000

- ※ 他機関で確認済証の交付を受けた場合は、上記表の各区分の額の2倍とする。

別表第6 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が他機関の場合、他機関で交付された設計住宅性能評価書、長期使用構造等の確認書の提出により建築物エネルギー消費性能適合性判定を要しなかった場合の完了検査及び仮使用認定申請手数料の加算額

単位：円

対象建築物の床面積	料 金
100 m ² 以内	9,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内	11,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内	13,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	21,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	27,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	52,000
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以内	57,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	64,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	82,000
10,000 m ² を超えるもの	別途見積もり

※1 加算額は、対象建築物ごとに算出した額の合計額とする。

※2 増改築の場合は、既存部分を除いた床面積とする。

※3 対象建築物の仮使用認定申請の場合は、当該仮使用する部分の床面積を対象床面積とする。

令和7年8月1日施行

別表第7 遠隔地の検査等の加算額

単位：円

市 町 村 名	加 算 金 額
大垣市(上石津町)、本巣市(根尾)、揖斐川町(都市計画区域外)、関市(洞戸、板取)、郡上市、白川町、東白川村、中津川市(都市計画区域外)、恵那市(都市計画区域外)、高山市(荘川町、高根町、上宝町、奥飛騨温泉郷)、飛騨市(宮川町、河合町、神岡町)、下呂市、白川村、津島市、愛西市	12,000